

携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みに関する意見書

大阪府は、昨年起こった大阪北部地震を契機として、府内の公立小中学校への携帯電話やスマートフォンの持ち込みを2019年度から認める方針を出し、国においては、大阪府の動向を見守るとの见解を表明した。

近年、携帯電話、スマートフォンが急速に普及しており、内閣府の調査によると、小学生の約5割、中学生の約6割が利用しているという結果が出ている。

一方で、厚生労働省研究班の2018年度調査によると、93万人を超える中高生が「ネット依存」と推計されるとの結果が出ており、5年前の同調査の51万人から倍増している。また、国立青少年教育振興機構の調査では、小中学生で携帯電話、スマートフォンを利用している約3割がインターネットの危険性や利用におけるマナーについて、親から「ほとんど注意されない」と答えていることや、自立的行動習慣が身についている子どもほど、携帯電話、スマートフォンの利用時間が短いという結果が出ている。このような結果から、児童・生徒の携帯電話、スマートフォン利用には、慎重にすべきとの意見も聞かれる。

よって、本市議会は、大阪府に対し、児童・生徒の保護者にとっては、我が子の安全は何にも増して大切であることはここで述べるまでもないが、携帯電話、スマートフォンによるメリットとリスクを保護者へ伝えることを初め、小中学校への原則持ち込み禁止を廃止するに当たっては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

1. 子どもの発達段階に応じたメディア使用の安全基準を速やかに策定し、その周知を図ること。
2. 前項のメディア使用の安全基準に基づき、子どもの心身の発達の段階に応じたメディアとの関わり方及びSNSリテラシー教育を保護者並びに子どもに対し、実施すること。
3. 小中学校への原則持ち込み禁止を廃止する際には、学校内での携帯電話、スマートフォン管理に関する予算措置を実施されること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成31年3月27日

大阪府茨木市議会